

第93回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月20日(金)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 大阪府中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル 3階「ホールA」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

目次

第93回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	7
事業報告	17
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告書	35
ご参考	41

 **三井生興株式会社**
SANKYO SEIKO CO., LTD.

証券コード：8018



DAKS
LONDON

お知らせ

ご出席の株主様へのお土産をご用意しております。



代表取締役社長CEO

井ノ上 明

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、1920年の創業以来、繊維商社として培ってきた信用とノウハウを駆使し、高効率経営を推進、豊かな夢のある社会の実現に貢献することを目指し、幅広い事業展開を進めてまいりました。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル市場は、個人消費や企業収益の回復などにより経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中国経済の先行き懸念、エネルギー価格や原材料価格の高騰、円安の進行に伴う物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは、2025年3月期をスタートとする3ヶ年の第2次中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」の更なる深化を図り、自社の強みである経営資源を有効活用し、着実な成長を推し進めてまいります。それぞれの事業領域において、積極的な成長投資を実行し更なる活性化を図り、着実な成長を可能とする強い体質を構築し、第2次中期経営計画の最終年度における定量目標を達成すべく、企業価値向上に努めてまいります。

ここに、第93回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

2025年6月4日

株主各位

大阪市中央区安土町2丁目5番6号



代表取締役社長CEO 井ノ上 明

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰合わせの上、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト
に株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）を掲載しております。

当社ウェブサイト



https://www.sankyoseiko.co.jp/ir_library/2548/

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井生興」または「コード」に当社証券コード「8018」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、議決権行使に際しましては、5～6頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認ください
ますようお願いいたします。

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月19日（木曜日）午後5時
30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル3階「ホールA」

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 開会時刻間際は受付が大変混雑いたしますのでお早めにご来場ください。
- ご出席の株主様にはお土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主1名様に対し1個とさせていただきます。
- 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。(代理人は、定款第16条の定めにより本総会の議決権を有するほかの株主1名様に限らせていただきます。)
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制および方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

1. 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月20日(金曜日)
午前10時

2. 当日ご出席されない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後5時30分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認の上、議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

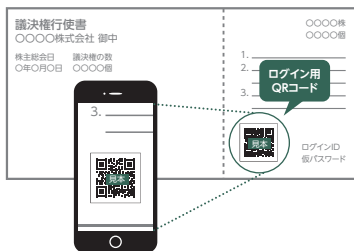
2025年6月19日(木曜日) 午後5時30分まで

(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

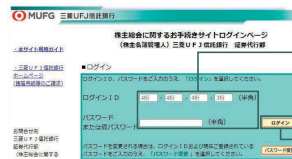
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話 **0120-173-027** (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分ににつきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、会社の成長とともに、安定的・継続的な株主還元の拡充に業績連動を加味した配当を行うことを方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当社を取り巻く環境が依然として厳しい状況ではありますが、当期の業績動向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援に報いるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式 1 株につき金 27 円 総 額 1,031,988,357 円
3	剰余金の配当が効力を生ずる日	2025年 6 月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができるよう所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
第7章 計算 (剰余金の配当) 第46条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、定時株主総会の決議によって期末配当金として剰余金の配当を行う。	第7章 計算 (剰余金の配当) 第46条 (現行どおり)
2. 前項に定める場合のほか、当社は、 <u>基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u>	2. 前項に定める場合のほか、当社は、 <u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、取締役会の決議によって中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（6名）の任期が満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏名（年齢）	地 位	担 当	取締役会 出 席 率
1	再 任	いのうえ 井ノ上 明（62歳）	取締役社長CEO （代表取締役）		100% （11回／11回）
2	再 任	みやざわ 宮 澤 哲 次（55歳）	常 務 取 締 役	織 維 部 門 担 当	100% （11回／11回）
3	再 任	ひの 日 野 尚 彦（51歳）	取 締 役	本社ホールディングス部門 経営戦略室担当	100% （11回／11回）
4	再 任	にし 西 祐 一（50歳）	取 締 役		100% （11回／11回）
5	再 任	なんぶ 南 部 真知子（72歳）	社 外 独立役員	取 締 役	100% （11回／11回）
6	再 任	はっとり 服 部 一 史（71歳）	社 外 独立役員	取 締 役	100% （11回／11回）

（注）取締役候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。

1

いのうえ あきら
井ノ上 明

1963年5月19日生

再任



所有する当社の株式数
79,678株

略歴、地位および担当

1986年4月 当社入社
1999年4月 香港カンパニー
プレジデント
2001年4月 香港ディビジョン
ゼネラルマネージャー
2006年4月 執行役員
2009年6月 常務執行役員
2012年12月 台北ディビジョン担当
2013年4月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)
CO., LTD. 代表取締役社長
2013年6月 取締役

2018年6月 三共生興ファッションサービ
ス株式会社代表取締役社長
2019年6月 常務取締役
2020年4月 代表取締役社長COO
2022年4月 株式会社横浜テキスタイル倶楽部
代表取締役社長（現任）
2022年4月 DAKS SIMPSON LIMITED
取締役会長（現任）
2022年6月 代表取締役社長CEO（現任）
2022年7月 LEONARD FASHION SAS
CEO

重要な兼職の状況

取締役会長：DAKS SIMPSON LIMITED
代表取締役社長：株式会社横浜テキスタイル倶楽部

2

みやざわ てつじ
宮澤 哲次

1970年4月29日生

再任



所有する当社の株式数
19,339株

略歴、地位および担当

1994年4月 当社入社
2002年4月 繊維カンパニー
レディースウェアディビジョン
マネージャー
2008年9月 会社分割により
三共生興アパレルファッション
株式会社へ移籍
2010年6月 同社第1ディビジョン担当
ゼネラルマネージャー

2012年6月 同社執行役員
2020年6月 同社取締役
2022年4月 同社代表取締役社長
2023年6月 取締役
2025年4月 三共生興アパレルファッション
株式会社の吸収合併により
常務取締役（現任）
繊維部門担当（現任）

3

ひの
日野なお ひこ
尚彦

1974年 2月14日生

再 任



略歴、地位および担当

1997年 4 月 当社入社
 2013年 4 月 財務経理ディビジョン（財務グループ）マネージャー
 2018年 4 月 本社ホールディングス部門
 財務・経理・情報システム担当
 ゼネラルマネージャー

2022年 6 月 本社ホールディングス部門
 経営戦略室担当執行役員
 2023年 6 月 取締役（現任）
 本社ホールディングス部門
 経営戦略室担当（現任）

所有する当社の株式数

19,339株

4

にし
西ゆう いち
祐一

1974年 9月26日生

再 任



略歴、地位および担当

1998年 4 月 当社入社
 2006年 4 月 香港ディビジョンマネージャー
 2013年 4 月 ゼネラルマネージャー
 2018年 4 月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)
 CO., LTD. 代表取締役社長
 2020年 9 月 本社ホールディングス部門
 DAKS・ライセンスグループ
 ゼネラルマネージャー

2021年 4 月 SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC)
 CO., LTD. 代表取締役社長
 （現任）
 2023年 6 月 取締役（現任）
 2025年 1 月 LEONARD FASHION SAS
 CEO（現任）

所有する当社の株式数

26,218株

重要な兼職の状況

代表取締役社長：SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.
 C E O：LEONARD FASHION SAS

5 なん ぶ ま ち こ
南部 真知子

1952年9月27日生

再 任

社 外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

1975年 4 月 兵庫県庁入庁
1996年 4 月 株式会社神戸ハーバーサーカ
ス入社
1998年10月 同社取締役
1999年 8 月 株式会社パソナクルーザー
(現 株式会社神戸クルーザー)
取締役
株式会社コンチェルト取締役
2006年 4 月 株式会社神戸クルーザー
代表取締役社長

2006年 4 月 株式会社コンチェルト
代表取締役社長
2014年 4 月 株式会社神戸クルーザー
会長 (現任)
2014年 6 月 本州四国連絡高速道路株式会
社社外監査役 (現任)
2015年 4 月 モロゾフ株式会社社外取締役
2020年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2022年 4 月 株式会社OMこうべ
(現 株式会社こうべ未来都市機構)
社外取締役 (現任)

6 はっ とり かず ふみ
服部 一史

1953年10月27日生

再 任

社 外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および担当

1977年 4 月 株式会社電通入社
1997年 3 月 同社関西支社プロモーション
事業局企画部長
2008年 1 月 同社関西支社京都営業局長
2012年 4 月 同社執行役員関西支社長代理
2013年 6 月 同社取締役関西支社長
2016年 1 月 同社取締役常務執行役員
関西支社長

2016年 3 月 同社常務執行役員
関西支社長
2020年 6 月 当社社外取締役 (現任)

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 南部真知子および服部一史の両氏は、社外取締役候補者であります。本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、両氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割および在任期間について
- (1) 南部真知子氏は、株式会社神戸フューチャーの代表取締役社長および株式会社コンチェルトの代表取締役社長を務め、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (2) 服部一史氏は、株式会社電通の関西支社京都営業局長、同社取締役関西支社長を歴任し、その経歴を通じて培った経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、南部真知子および服部一史の両氏の間で会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案において両氏の再任が承認可決された場合には、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告26頁に記載のとおりであります。本議案において各候補者の再任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2026年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

当社が、取締役候補者の有する知見・経験・能力に基づき、特に期待する分野は次のとおりであります。

氏名	当社における地位	会社経営・企業戦略	ブランドビジネス・営業	国際性・海外ビジネス	ガバナンス	財務・会計	SDGs	人材開発・ダイバーシティ	IT・DX
井ノ上 明	代表取締役社長CEO	○	○	○	○		○	○	
宮澤 哲次	常務取締役	○	○	○				○	
日野 尚彦	取締役	○			○	○			○
西 祐一	取締役	○	○	○				○	
南部真知子	社外取締役			○	○		○		
服部 一史	社外取締役		○		○		○		

- (注) 1. 上記「当社における地位」の記載内容は、本議案が原案のとおり承認可決された場合に予定されているものであります。
2. 上記の内容は、取締役の有する全ての知見・経験・能力を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもちまして補欠監査役川島裕理および新井田卓明の両氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、川島裕理氏は社外監査役の小路貴志氏および高槻史氏の補欠としての候補者、新井田卓明氏は監査役小山克己氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1	かわしま 川島	ゆり 裕理	1978年6月4日生	再任	社外	独立役員	所有する当社の株式数 0株
---	------------	----------	------------	----	----	------	------------------

略歴および地位

2004年10月 弁護士登録
弁護士法人大江橋法律事務所入所
2011年10月 ニューヨーク州弁護士登録

2015年1月 弁護士法人大江橋法律事務所
パートナー（現任）

重要な兼職の状況

パートナー：弁護士法人大江橋法律事務所

2	にいだ 新井田	たかあき 卓明	1975年7月1日生	再任	所有する当社の株式数 11,422株
---	------------	------------	------------	----	-----------------------

略歴および地位

1998年4月 当社入社
2011年4月 本店本部財務経理ディビジョン
（連結経理グループ）マネージャー
2020年4月 内部統制室長
2021年11月 本社ホールディングス部門経営戦略室
財務・経理・法務・関連事業担当
マネージャー

2023年4月 本社ホールディングス部門経営戦略室
海外経理・税務グループ
ゼネラルマネージャー
2023年5月 税理士登録
2024年4月 本社ホールディングス部門経営戦略室
財務・経理グループ
ゼネラルマネージャー（現任）

-
- (注) 1. 川島裕理および新井田卓明の両氏と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 新井田卓明氏の所有する当社の株式数には、従業員持株会における本人の持分が含まれております。
3. 川島裕理氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。本議案において同氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
川島裕理氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任しております。なお、同氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所と当社との間には顧問契約を締結しておりますが、支払顧問料は年間100万円以下であり、社外性・独立性に問題はないものと考えております。
5. 当社は、本議案において両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告26頁に記載のとおりであります。本議案において両氏の選任が承認可決されたのち、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該保険契約は2026年5月に同程度の内容で更新を予定しております。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

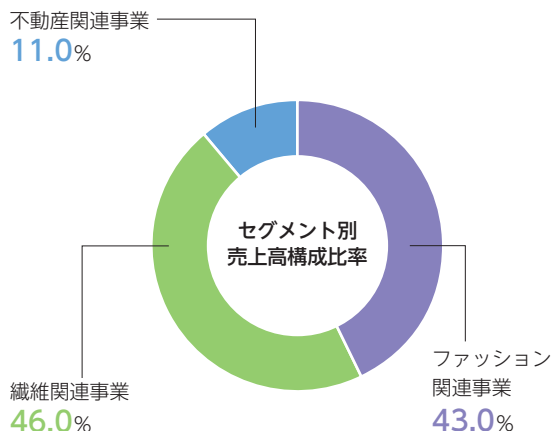
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

連結売上高 225億94 百万円 前期比 6.2%増 	連結営業利益 17億66 百万円 前期比 28.6%減 
連結経常利益 26億39 百万円 前期比 21.4%減 	親会社株主に帰属する当期純利益 21億08 百万円 前期比 5.3%減 

当連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）におけるわが国経済は、個人消費や企業収益の回復などにより経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中国経済の先行き懸念、エネルギー価格や原材料価格の高騰、国内物価上昇に加え米国の政策動向など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く繊維・アパレル業界におきましては、商業施設等への人流回復やインバウンド需要が見られた一方で、物価上昇に伴う衣料品に対する消費マインドは、依然として慎重さが残り、引き続き厳しい状況が続きました。



このような状況の下、当社グループは、2025年3月期を初年度とする3ヶ年の第2次中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」を策定し、その基本戦略である「グローバルなブランドビジネスの拡大」「OEMビジネスモデルの変革」「積極的な成長投資」を軸に、新経営方針「共生NEXT100」の更なる深化を図り、自社の強みである経営資源を有効活用し、着実な成長を推し進めております。

そのためファッション関連事業では、国内外の主要都市に旗艦店を出店し、グローバル展開のための先行投資を行い、更なる成長への挑戦を続けております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は前期比6.2%増の22,594百万円、営業利益は前期比28.6%減の1,766百万円、経常利益は前期比21.4%減の2,639百万円、当期は特別利益として投資有価証券売却益281百万円（前期は797百万円）計上し、特別損失として減損損失など41百万円（前期は735百万円）計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比5.3%減の2,108百万円となりました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

セグメント別の状況



ファッション関連 事業

売上高構成比率

43.0%

主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

ファッション製品の企画、生産、販売および海外ブランド商品の輸入販売およびライセンスビジネス

「DAKS」「LEONARD」の百貨店販売などを手掛ける国内事業では、首都圏を中心とした百貨店などで店頭販売が堅調に推移し、売上高は前期並みで推移いたしましたが、経費の増加などにより、減益となりました。

海外事業では、「DAKS」「LEONARD」などを展開するアジア市場において、香港では前期に出店した旗艦店により増収となりましたが、経費増により減益となり、中国では市況の急激な悪化により、減収減益となりました。台湾では、DAKSメンズ展開のスタートなど、主要百貨店が堅調に推移し増収となりましたが、経費増もあり利益は概ね前期並みとなりました。

ファッション関連事業全体では、売上は前期並み、新規出店による店舗の増加やリニューアルによる店舗改装に伴う経費の増加により、減益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比1.4%減の10,279百万円、営業利益は前期比37.3%減の1,254百万円となりました。

売上高 (百万円)

営業利益 (百万円)

10,420 10,279

2,000

1,254

第87期
2024年3月期

第88期
(当連結会計年度)
2025年3月期

第87期
2024年3月期

第88期
(当連結会計年度)
2025年3月期



繊維関連 事業

売上高構成比率

46.0%

主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

繊維衣料製品のOEM事業を中心とした繊維事業全般

製品OEM事業においては、受注競争が加速する中、取引先との取り組み強化に努めており、主要取引先との取引が堅調に推移し、新規取引先の開拓などもあり増収となりました。利益面においては、為替の影響による粗利益の減少要因がありましたが、増収効果に伴い粗利益が増加、人件費をはじめとした経費の増加により、前期並みとなりました。

生産サプライチェーン拡充の一環として、東南アジアでの生産背景整備の強化を進めるとともに、新規事業への取り組みを行うなど、『OEMビジネスモデルの変革』に挑戦しております。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比13.0%増の11,017百万円、営業利益は前期比3.4%増の430百万円となりました。

売上高 (百万円)

営業利益 (百万円)

9,753 11,017

416

430

第87期
2024年3月期

第88期
(当連結会計年度)
2025年3月期

第87期
2024年3月期

第88期
(当連結会計年度)
2025年3月期



不動産関連 事業

売上高構成比率

11.0%

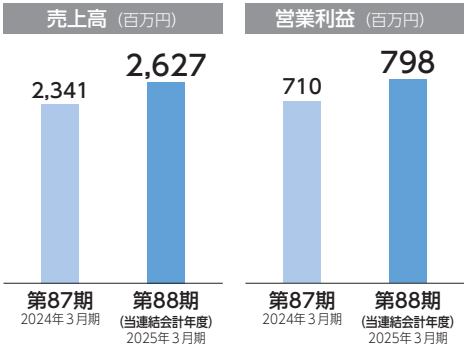
主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社および子会社所有不動産の貸オフィス、
貸ホール、貸ビルを中心とした賃貸事業、
ビルメンテナンス事業、内装工事業

大阪の賃貸ビルをメインとして東京・横浜・神戸などの不動産に係る賃貸事業は、既存物件である東京・大阪に所有するオフィスビル、東京・横浜・神戸に所有するビジネスホテルなど、稼働率が安定的に推移し、2024年3月に取得した新物件についても高い入居率で推移いたしました。

当期は、新物件が加わったことや内装工事業の大型改装工事の受注などにより、増収増益となりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比12.2%増の2,627百万円、営業利益は前期比12.4%増の798百万円となりました。

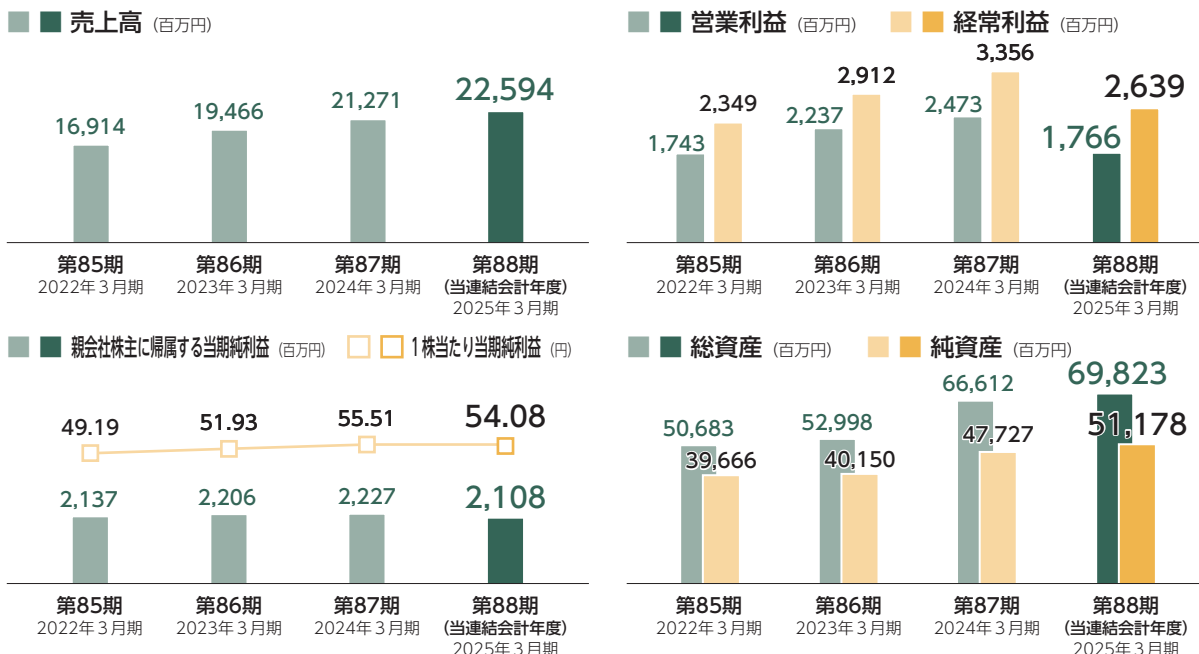


セグメント別売上高の状況

		前連結会計年度 2023年4月1日から 2024年3月31日まで		当連結会計年度 2024年4月1日から 2025年3月31日まで		前期比 増減率 (%)
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
セグメント	ファッション関連事業	10,420	46.3	10,279	43.0	△1.4
	繊維関連事業	9,753	43.3	11,017	46.0	13.0
	不動産関連事業	2,341	10.4	2,627	11.0	12.2
計		22,515	100.0	23,924	100.0	6.3
調整額		△1,244	—	△1,329	—	—
連結		21,271	—	22,594	—	6.2

(注) セグメント別売上高は、セグメント間取引相殺消去前の数値であります。

(2) 財産および損益の状況の推移



区 分	第85期 2022年3月期	第86期 2023年3月期	第87期 2024年3月期	第88期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売 上 高 (百万円)	16,914	19,466	21,271	22,594
営 業 利 益 (百万円)	1,743	2,237	2,473	1,766
経 常 利 益 (百万円)	2,349	2,912	3,356	2,639
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,137	2,206	2,227	2,108
1株当たり当期純利益 (円)	49.19	51.93	55.51	54.08
総 資 産 (百万円)	50,683	52,998	66,612	69,823
純 資 産 (百万円)	39,666	40,150	47,727	51,178
1株当たり純資産額 (円)	884.50	957.76	1,188.34	1,329.91

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

（３）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は1,361百万円であります。

その主な内容は、国内および海外における店舗改装費用等543百万円（ファッション関連事業）、既存不動産の空調更新等454百万円（不動産関連事業）であります。

（４）資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行および重要な借入等による資金調達はありません。

（５）対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が進み、インバウンド需要が安定的に推移するなど経済活動は緩やかに回復基調を辿り、個人消費の拡大が期待されます。一方で、エネルギー・資源価格の高止まりによる物価上昇、米国の政策動向など、予断を許さない状況が続くものと思われまます。

このような状況の下、当社グループは、2025年3月期をスタートとする３ヶ年の第２次中期経営計画「CHALLENGE NEXT 100」の深化を図り、自社の強みである経営資源を有効活用し、着実な成長を推し進めております。

それぞれの事業領域において、積極的な成長投資を実行し、更なる成長を目指しチャレンジし続けます。引き続き、第２次中期経営計画の最終年度における定量目標を達成すべく、企業価値向上に努めてまいります。

今後におきましても、生活文化提案企業として、人々の生活の質の向上に寄与し、豊かな夢のある社会の実現に貢献することで、より一層の企業価値向上および株主価値向上の実現に邁進するとともに、次の100年に向け、引き続き新たな挑戦をしてまいりますので、株主の皆様におかれましては何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2025年3月31日現在)

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
三共生興ファッションサービス株式会社	100	100.0	ファッション製品の企画、生産 および販売
三共生興アパレルファッション株式会社	100	100.0	繊維製品のOEM
北陸三共生興株式会社	61	98.7	衣料品の生産および不動産の賃貸
株式会社サン・レッツ	50	100.0	ビルメンテナンス、貸ホールおよび 内装工事業
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	207	81.7	不動産の賃貸
DAKS SIMPSON LIMITED	千英ポンド 6,000	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売 およびライセンスの供与
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	千香港ドル 15,000	100.0	香港、マカオ、中国における ファッション製品の販売
LEONARD FASHION SAS	千ユーロ 1,100	100.0	ファッション製品の企画、生産、販売 およびライセンスの供与

(注) 1. 2025年4月1日付で子会社である三共生興アパレルファッション株式会社を吸収合併いたしました。
2. 上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は14社であります。

(7) 主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
海外支店	台湾 台北市

② 子会社

会 社 名	名 称	所 在 地
三共生興ファッションサービス株式会社	本 社	大阪市中央区
三共生興アパレルファッション株式会社	本 社	東京都中央区
北陸三共生興株式会社	本 社	福井県勝山市
株式会社サン・レッツ	本 社	大阪市中央区
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	本 社	横浜市中区
DAKS SIMPSON LIMITED	本 社	London, UK
SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD.	本 社	Hong Kong, CHINA
LEONARD FASHION SAS	本 社	Paris, FRANCE

(8) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減
251 名	16 名増

(注) 1. 使用人数には、出向社員を含んでおりません。
2. 使用人数には、臨時使用人（販売スタッフ、デザイナー、パタンナー、契約社員等）428名（年間の平均人員）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,960
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,610
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,010

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 240,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 46,000,000 株

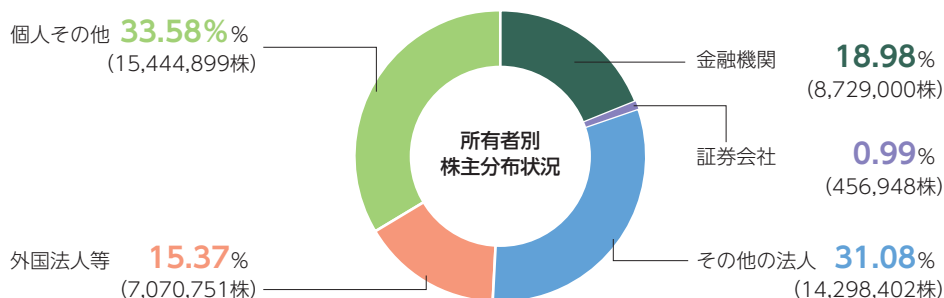
(注) 2024年9月27日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて10,000,000株減少しております。

(3) 株主数 8,922 名

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	7,677	20.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,242	8.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	2,468	6.46
HSBC PRIVATE BANK (SUISSE) SA GENEVA — SEGREG UK IND1 CLT ASSET	1,948	5.10
一般財団法人サンライズ財団	1,800	4.71
株式会社三菱UFJ銀行	1,798	4.71
株式会社三井住友銀行	1,795	4.70
株式会社りそな銀行	720	1.89
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED — REGISTERED CUSTODY	720	1.88
レンゴー株式会社	586	1.53

(注) 持株比率は、自己株式数 (7,778,209株) を控除して算出しております。



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	16,304	3

(注) 上記は、譲渡制限付株式報酬であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長CEO (代表取締役)	井ノ上 明	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長
取 締 役	宮澤 哲次	三共生興アパレルファッション株式会社 代表取締役社長
取 締 役	日野 尚彦	本社ホールディングス部門 経営戦略室担当
取 締 役	西 祐一	SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. 代表取締役社長 LEONARD FASHION SAS CEO
取 締 役	南部真知子	
取 締 役	服部 一史	
常 勤 監 査 役	小山 克己	
監 査 役	小路 貴志	小路公認会計士事務所 所長 株式会社小路企画 代表取締役 株式会社安永 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	高槻 史	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 塩野義製薬株式会社 社外取締役 ダイキン工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役南部真知子および服部一史の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役小路貴志および高槻史の両氏は社外監査役であります。
3. 当社は東京証券取引所に対し、南部真知子、服部一史、小路貴志および高槻史の各氏を独立役員として届け出ております。
4. 監査役小路貴志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と弁護士法人大江橋法律事務所との間におきまして、顧問契約を締結しております。
6. 当社と小路公認会計士事務所、株式会社小路企画、株式会社安永、塩野義製薬株式会社、ダイキン工業株式会社との間には特別な関係はありません。

7. 当事業年度中の取締役の担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
井ノ上 明	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長	DAKS SIMPSON LIMITED 取締役会長 LEONARD FASHION SAS CEO 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長	2025年1月1日
西 祐一	SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. 代表取締役社長 LEONARD FASHION SAS CEO	SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. 代表取締役社長	2025年1月1日

8. 当事業年度後の取締役の地位の変更は以下のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
宮澤 哲次	常務取締役	取締役	2025年4月1日

9. 当事業年度後の取締役の担当および重要な兼職の変更は以下のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
宮澤 哲次	繊維部門担当	三共生興アパレルファッション株式会社 代表取締役社長	2025年4月1日

10. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役的全員との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。

11. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用など）を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員等、および子会社の取締役および監査役であります。ただし、法令に反することを認識しながら行った行為、違法な利益の取得や供与、インサイダー取引や犯罪行為などに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

（2）取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年6月29日および2023年3月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上並びに株価上昇を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績動向等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬に加え、業績連動報酬として、短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表権の有無、役位、職責、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬の賞与は、各期の業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しており、非金銭報酬等は代表権の有無、役位、職責、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関しましては、2021年6月29日開催の監査役会において、監査役の担う監査機能という職務に鑑み、基本報酬のみとすることを決議しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。また、これとは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額は、2023年6月29日開催の第91回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

監査役の報酬の限度額は、1992年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うのに最も適している代表取締役社長CEOである井ノ上明氏にその具体的内容について委任しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、各業務執行取締役の短期インセンティブである賞与、中長期インセンティブである非金銭報酬等の評価配分としております。取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等のほか、業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案しております。委任を受けた代表取締役社長CEOも、上記決定方針に従うこととなっていることから、取締役会は、その決定内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	人 員	報酬の種別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	6 名	63 百万円	50 百万円	14 百万円	128 百万円
監 査 役	3 名	15 百万円	—	—	15 百万円
合 計	9 名	79 百万円	50 百万円	14 百万円	144 百万円
(うち社外役員)	(4 名)	(13 百万円)	—	—	(13 百万円)

(注) 上記非金銭報酬等の額は、当期において費用計上した、取締役（社外取締役を除く）3名に対する譲渡制限付株式報酬並びに海外居住となる取締役1名に対する金銭による代替報酬を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、各期の親会社株主に帰属する当期純利益などの業績動向および業績に対する貢献度や各種経済指標等を総合的に勘案して算出し、賞与として毎年一定の時期に支給しております。取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績動向や各種経済指標等を総合的に勘案して決定しております。なお、当該指標を評価指標として選択した理由は、当期の業務執行の成果を総合的かつ客観的に示していると判断したためであります。各期の業績動向の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりであります。

⑥ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、持続的な企業価値の向上並びに株価上昇を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式の売却等を制限する「譲渡制限期間」を当社の取締役を退任する日までとした、譲渡制限付株式としております。譲渡制限付株式の付与は、代表権の有無、役位、職責、当社の業績等を考慮しながら総合的に勘案し、具体的な付与の時期については取締役会において決定いたします。ただし、選任された定時株主総会終結の後から、最初に到来する定時株主総会の終結の時までに当社の取締役を退任した場合には、正当と認める理由がある場合を除き、付与した譲渡制限付株式の全てを当社が無償取得するものとしております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	南部真知子	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外取締役	服部 一史	企業経営に携わってきた経験を通じて得た知見を生かして、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的な助言や、経営の監督とチェック機能の更なる向上への貢献を期待しております。当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、経営者としての経歴の中で培われた経営の専門家として、業務執行から独立した客観的な立場から、積極的に助言を行い、また経営の監督とチェック機能を果たしております。
社外監査役	小路 貴志	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、公認会計士および税理士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会9回のうち、9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	高槻 史	当事業年度に開催された取締役会11回のうち、11回に出席し、弁護士としての経験、経歴から専門的、公正的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会9回のうち、9回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28 百万円
② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 ① の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち DAKS SIMPSON LIMITED、SANKYO SEIKO (ASIA PACIFIC) CO., LTD. および LEONARD FASHION SAS は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

			(単位：百万円)		
科 目	第88期 2025年3月31日 現在	第87期 (ご参考) 2024年3月31日 現在	科 目	第88期 2025年3月31日 現在	第87期 (ご参考) 2024年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	16,212	18,252	流動負債	6,905	8,151
現金及び預金	9,013	11,907	支払手形及び買掛金	1,622	2,044
受取手形	606	559	短期借入金	2,820	2,820
売掛金	3,247	3,007	1年内返済予定の長期借入金	523	518
商品及び製品	2,870	2,236	リース債務	447	343
仕掛品	11	3	未払金	114	423
原材料及び貯蔵品	6	6	未払費用	762	916
前払費用	80	88	未払法人税等	169	610
未収還付法人税等	57	5	資産除去債務	17	5
その他	316	438	その他	428	467
貸倒引当金	△0	△0	固定負債	11,740	10,733
固定資産	53,611	48,360	長期借入金	1,361	1,878
有形固定資産	15,912	15,574	リース債務	440	679
建物及び構築物	9,806	9,377	繰延税金負債	8,696	6,991
工具、器具及び備品	122	115	退職給付に係る負債	304	298
土地	4,585	4,585	長期預り金	797	785
使用权資産	853	967	資産除去債務	139	99
その他	543	529	負債合計	18,645	18,885
無形固定資産	5,675	5,650	純資産の部		
商標権	4,849	4,849	株主資本	33,147	33,040
その他	825	800	資本金	3,000	3,000
投資その他の資産	32,024	27,134	資本剰余金	6,106	6,111
投資有価証券	31,166	26,498	利益剰余金	27,567	31,052
長期預金	97	92	自己株式	△3,526	△7,123
出資金	3	3	その他の包括利益累計額	17,684	14,354
固定化営業債権	—	11	その他有価証券評価差額金	17,742	14,579
長期前払費用	77	77	繰延ヘッジ損益	△12	19
退職給付に係る資産	12	9	為替換算調整勘定	△52	△255
繰延税金資産	368	190	退職給付に係る調整累計額	7	10
長期預け金	303	268	非支配株主持分	346	333
その他	1	—	純資産合計	51,178	47,727
貸倒引当金	△6	△17	負債純資産合計	69,823	66,612
資産合計	69,823	66,612			

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第88期	第87期 (ご参考)
	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月31日まで	2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月31日まで
売上高	22,594	21,271
売上原価	12,713	11,415
売上総利益	9,881	9,856
販売費及び一般管理費	8,114	7,382
営業利益	1,766	2,473
営業外収益	979	964
受取利息	111	88
受取配当金	804	663
為替差益	—	122
その他	64	90
営業外費用	107	81
支払利息	63	38
店舗等除却損	2	3
その他	41	39
経常利益	2,639	3,356
特別利益	281	797
投資有価証券売却益	281	797
特別損失	41	735
減損損失	39	705
建物解体費用	—	27
投資有価証券評価損	1	2
税金等調整前当期純利益	2,879	3,418
法人税、住民税及び事業税	910	1,052
法人税等調整額	△158	119
当期純利益	2,126	2,245
非支配株主に帰属する当期純利益	17	17
親会社株主に帰属する当期純利益	2,108	2,227

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第88期 2025年3月31日 現在	第87期 (ご参考) 2024年3月31日 現在	科 目	第88期 2025年3月31日 現在	第87期 (ご参考) 2024年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	6,683	8,088	流動負債	4,544	5,769
現金及び預金	4,233	6,536	買掛金	485	826
売掛金	901	1,000	短期借入金	3,000	3,219
商品及び製品	620	416	1年内返済予定の長期借入金	440	440
前払費用	12	11	未払費用	257	334
短期貸付金	736	—	未払法人税等	40	362
その他	179	123	預り金	7	27
			その他	313	559
固定資産	56,528	51,514	固定負債	10,388	9,068
有形固定資産	13,534	13,182	長期借入金	1,320	1,760
建物及び構築物	9,052	8,788	繰延税金負債	8,257	6,523
機械装置及び運搬具	20	21	退職給付引当金	35	35
工具、器具及び備品	33	38	資産除去債務	38	23
建設仮勘定	503	409	長期預り金	737	726
土地	3,924	3,924	負債合計	14,933	14,838
無形固定資産	111	110	純資産の部		
ソフトウェア	87	86	株主資本	30,594	30,246
電話加入権	23	23	資本金	3,000	3,000
投資その他の資産	42,882	38,221	資本剰余金	6,044	6,050
投資有価証券	31,050	26,381	資本準備金	6,044	6,044
関係会社株式	11,815	11,815	その他資本剰余金	—	5
出資金	1	1	利益剰余金	25,076	28,320
長期前払費用	4	11	利益準備金	750	750
長期預け金	17	17	その他利益剰余金	24,326	27,570
貸倒引当金	△6	△6	圧縮記帳積立金	658	667
資産合計	63,211	59,603	別途積立金	12,350	12,350
			繰越利益剰余金	11,317	14,553
			自己株式	△3,526	△7,123
			評価・換算差額等	17,683	14,518
			その他有価証券評価差額金	17,682	14,518
			繰延ヘッジ損益	1	—
			純資産合計	48,278	44,765
			負債純資産合計	63,211	59,603

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第88期	第87期 (ご参考)
	2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月31日まで	2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月31日まで
売上高	5,475	5,163
売上原価	3,319	3,155
売上総利益	2,155	2,007
販売費及び一般管理費	1,774	1,560
営業利益	380	447
営業外収益	2,242	1,572
受取利息	59	23
受取配当金	2,101	1,392
業務受託料	50	21
為替差益	—	102
その他	31	32
営業外費用	117	22
支払利息	37	11
店舗等除却損	2	1
為替差損	63	—
その他	13	9
経常利益	2,506	1,997
特別利益	281	797
投資有価証券売却益	281	797
特別損失	1	28
建物解体費用	—	16
減損損失	—	9
投資有価証券評価損	1	2
税引前当期純利益	2,786	2,766
法人税、住民税及び事業税	424	593
法人税等調整額	12	5
当期純利益	2,349	2,167

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 池上 由香
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三共生興株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三共生興株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 池上 由香
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三共生興株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年1月6日開催の取締役会において、会社を吸収合併存続会社、会社の連結子会社である三共生興アパレルファッション株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2025年4月1日付けで吸収合併を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

三共生興株式会社 監査役会

常勤監査役	小 山 克 己	㊞
社外監査役	小 路 貴 志	㊞
社外監査役	高 槻 史	㊞

以 上

株主優待制度の変更について

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々に中長期的に株式を保有いただくことを目的として株主優待制度を導入しております。

株主の皆様にご愛顧いただくことにより、当社事業へのご理解を深めていただき、株主様によりお使いいただきやすい内容とするため、下記のとおり株主優待制度を変更いたします。

優待内容	保有株式数		
	100株～999株	1,000株～4,999株	5,000株以上
①「DAKS」「LEONARD」公式オンラインショップで開催するVIP顧客様向けセールへのご招待	○	○	○
②「DAKS」公式オンラインショップで利用できる株主優待商品券	3,000円分 (3,000円×1枚)	10,000円分 (5,000円×2枚)	20,000円分 (10,000円×2枚)
③「LEONARD」公式オンラインショップおよび直営店舗で利用できる株主優待商品券	—	10,000円分 (10,000円×1枚)	20,000円分 (20,000円×1枚)

- ・上記①②③の公式オンラインショップは、当社グループが運営しております。
- ・上記③の「LEONARD」直営店舗は、東京都内にあります表参道店、赤坂サンローゼ店、帝国ホテルアーケード店の3店舗です。
- ・詳しいご利用方法等につきましては、優待のご送付とともにお知らせいたします。

対象株主様

毎年3月末日を基準日とし、当社株主名簿に記載または登録された100株以上保有されている株主様を対象とします。

変更の時期

2025年3月末日を基準日とする株主優待制度から変更いたします。

贈呈時期

変更後の株主優待につきましては、毎年6月開催予定の定時株主総会終了後に発送する「定時株主総会決議ご通知」に同封を予定しております。

DAKSが東京・南青山に国内旗艦店オープン



昨年11月、英国王室御用達ブランド「DAKS」は、国内旗艦店「DAKS Aoyama」を東京・南青山の骨董通りにある「ヴァルカナイズ・ロンドン 青山」にオープンしました。

当ショップでは、日本で初めてメンズ・レディース両方のアイテムを取り扱い、「DAKS London」のインポート商品をメインに展開。伝統的なクラシックスタイルにブリティッシュモダンを加えた最新のロンドンコレクションを豊富に取り揃えております。

「DAKS」の最新スタイルやトレンドを発信しつつ、伝統とモダンを融合させた空間となっており、既存顧客のみならず、新規顧客を獲得し、ブランド価値を高めてまいります。



DAKS Aoyama

所在地

東京都港区南青山5-8-5 1F

「表参道駅」(東京メトロ千代田線・銀座線・半蔵門線)
B1出口より徒歩3分

営業時間 | 11:00 ~ 19:00 不定休

LEONARD 2025年秋冬パリコレクションに参加

今年3月、「LEONARD」はパリコレクションにて2025年秋冬の新作を発表しました。

華やかな多色プリントが特徴のパリのブランド「LEONARD」。25年秋冬コレクションのテーマは「CITY NOMADE」。

現代を生きる遊牧民のような、枠にとらわれず、自由に思いのまま軽やかに旅する女性像を描いたコレクション。

ラミネート加工を施したジャージーコート、万華鏡のように煌めくシルクツイル、花柄とアニマル柄を融合させたキルトなども登場。花の女王 パラをキーモチーフにした、大胆かつエネルギッシュなプリントアイテム。ロマンチックなワードローブが旅先での出会いを彩ります。



株主総会 会場ご案内図

大阪市中央区備後町2丁目6番8号
サンライズビル 3階「ホールA」
 電話(06)6268-5000



- ご案内**
1. 地下鉄御堂筋線「本町駅」出口①または③より徒歩にて約5分です。
 2. 地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」出口⑰より徒歩にて約5分です。
 3. ご来場の節は、会場受付へお越しください。
 4. 駐車場、駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車、自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



三井生興株式會社